

石川ブランド製品認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内の中小企業者等が開発又は改良した製品のうち新規性や技術の独自性等において優秀で、ブランド化できる可能性が高いと認められる製品を「石川ブランド製品」として認定し、当該製品のブランド化のための戦略的な支援を行うことで、価格競争に巻き込まれない差別化された製品づくりとブランド戦略の策定を促進し、もって県内モノづくり産業の更なる競争力強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 石川ブランド製品 別に定める審査を経て知事が認定した以下の称号の製品をいう。
 - ア プレミアム石川ブランド（最優秀賞）
 - イ グッド石川ブランド（優秀賞）
- (2) ブランド戦略 差別化された製品価値を顧客に訴えかけ、顧客との間に長期的に揺るぎない精神的な関係を構築するブランド化のための、企画開発から製造、販売、価格、広告、物流までの一貫した総合戦略
- (3) 中小企業者 以下のいずれかに該当するものをいう。ただし、みなし大企業を除く。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第7号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - オ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - カ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - キ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人であって、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ク 上記アからキに掲げるもののほか、知事が特に認めるもの

(4) みなし大企業 以下のいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を、前号に掲げるもの以外の事業者で、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除くもの（以下「大企業」という。）が単独で所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を、複数の大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(認定の申請)

第3条 認定の申請を行うことができる者は、1年以上県内に事務所、事業所、工場等を有する、次の各号に掲げるものとする。

(1) 中小企業者、個人事業主

(2) 企業組合、協業組合

(3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会

(4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人

(5) 漁業協同組合

(6) 水産加工業協同組合

(7) 森林組合、森林組合連合会

(8) 商工組合、商工組合連合会

(9) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会

(10) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの

(11) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの

(12) 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの

(13) 有限責任事業組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの

(14) 上記(1)から(13)に掲げるもののほか、知事が特に認めるもの

2 認定を受けようとする者は、別に定める期日までに別に定める方法により、別紙様式第1号による認定申請書を知事に提出しなければならない。

(認定の対象)

第4条 認定の対象は、申請書提出時点で販売済みの製品であり、認定の申請時から概ね1年以内に販売された新製品、又は概ね1年以内に製品の改良を行い販売された製品とする。

(認定審査及び評価等)

第5条 知事は、石川ブランド製品の認定審査を行うとともに申請製品に係る評価及び助言を行うため、石川ブランド製品認定審査等委員会を設置する。

- 2 前項の委員会は、知事が任命した者をもって組織する。
- 3 第1項及び第2項の認定審査等委員会における審査項目、審査基準など認定審査及び評価等についての詳細は、別に要領で定める。
- 4 第3条第2項の申請をした中小企業者等（以下「申請者」という。）は、前項までの認定審査及び評価等が円滑に行われるよう県に協力しなければならない。

(認定)

第6条 知事は、第3条第2項の申請があった場合は、前条に定める認定審査を経て、石川ブランド製品を認定することができる。

- 2 知事は、石川ブランド製品として認定した製品の申請者に対して、「プレミアム石川ブランド」の称号は別紙様式第2号、「グッド石川ブランド」の称号は別紙様式第3号による認定証を交付し、その旨を通知するものとする。

(シンボルマークの使用)

第7条 「プレミアム石川ブランド」又は「グッド石川ブランド」の称号を認定された製品の申請者は、同製品について、石川ブランド認定製品シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を表示するなど、その活用に努めなければならない。

- 2 前項のシンボルマークについての詳細は、別に要領で定める。

(認定を受けた者の責務)

第8条 石川ブランド製品の認定を受けた製品（以下「認定製品」と総称する。）の申請者（以下「認定者」という。）は、この要綱の目的に沿って、次の各号の事項について努めなければならない。

- (1) 県内外の市場に対して認定製品の積極的な情報発信を行い、販路拡大を目指すこと。
 - (2) 認定製品の販売状況及び市場での動向について随時把握し、認定を受けた日の属する県の会計年度から3年間、知事から状況報告を求められた場合は、過去1年間の認定製品の状況について、別紙様式第4号による状況報告書を提出すること。
 - (3) 認定製品に係る品位が損なわれないように留意すること。
- 2 認定製品について事故、問題等が生じた場合は、認定者が自らの責任においてこれを解決しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 知事は、認定者が次のいずれかに該当するときは、第6条の認定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により認定を受けたことが判明したとき
- (2) その他認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行により「石川ブランド優秀新製品認定要綱」は廃止するものとする。
- 3 「石川ブランド優秀新製品認定要綱」に基づき認定された石川ブランド優秀新製品は、この要綱により「石川ブランド製品」に認定されたものとみなすものとする。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の「プレミアム石川ブランド製品等認定制度実施要綱」を、同改正後の「石川ブランド製品認定制度実施要綱」に名称変更する。
- 3 「石川ブランド優秀新製品認定要綱」に基づき認定された石川ブランド優秀新製品並びに改正前の要綱に基づき認定された石川ブランド製品及びプレミアム石川ブランド製品は、この要綱により「石川ブランド製品」に認定されたものとみなすものとする。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。